

研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム  
「医療デジタルツインの発展に資するデジタル医療バンク構想」運用規程

令和5年7月18日  
国立研究開発法人 国立がん研究センター  
BRIDGE 運営事務局

(目的)

第1条 この規程は、「研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム」(以下「BRIDGE」という。)  
「医療デジタルツインの発展に資するデジタル医療バンク構想本事業」(以下「本事業」という。)  
の運用に関して、BRIDGE 運用指針(平成29年5月29日ガバニングボード決定、令和4年12月23日改定)に定めるもののほか、円滑な計画推進と公平公正な運用を行うために本事業の専門性に鑑み、本研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム「医療デジタルツインの発展に資するデジタル医療バンク構想」運用規程(以下「規程」という。)を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「プログラムディレクター(以下「PD」という。)」とは、厚生労働省 PD であって、本事業を統括し推進する者をいう。

2 この規程において「本事業推進法人」とは、厚生労働省が本事業の実施に当たって予算執行、事務手続等の関連する業務のため活用する国立研究開発法人国立がん研究センターをいう。

(委員会)

第3条 本事業を専門的見地から評価する委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。必要に応じて、他の委員会の設置を検討する。なお、これら委員会の庶務は、本事業推進法人が行う。

(評価委員会)

第4条 評価委員会は、本事業に係る、次に掲げる事項をつかさどる。なお、当該委員会の運用に係る規程は別途定める。なお、評価委員会の構成員は、第三者により構成する。

(1) 終了時評価(専門的観点からの技術評価及び評価報告書の作成)

(2) その他、必要な評価

(計画進捗の報告)

第5条 本事業推進法人は、本事業の進捗及び情報共有のため、PDに対し、3ヶ月に1回程度報告を行う。

(本事業推進法人)

第6条 本事業推進法人は、研究開発等計画の実施に当たって、円滑な計画推進と公平公正な運用のため、本事業推進法人の組織を指名又は設置して、PDの指示に基づき次の業務を行う。

(1) 研究開発等計画及び予算配分計画の策定に係る業務

研究開発等計画案及び予算配分計画案を策定し、PDの承認を受けるものとする。なお、上記計画の変更時も同様とする。

(2) 予算執行に係る業務

予算執行に係る業務については、本事業推進法人 BRIDGE 運営事務局において処理する。なお、本事業推進法人が担当する業務の範囲は、本事業推進法人が予算を執行する範囲とする。

(3) 委託研究開発契約に係る業務

契約に係る業務については、本事業推進法人 BRIDGE 運営事務局において処理する。

(4) 計画の運用に係る業務

計画の運用に関する業務は、本事業推進法人 BRIDGE 運営事務局において処理する。なお、計画の推進と公平公正な管理を行うために、次の事務を行う。

ア 管理

第4条で規定する委員会の庶務、報告書等の作成支援、関係省庁に係る事務等の公正公平の観点に基づく客観的な管理に係る業務を専ら行う。

イ 運営

PD、研究責任者等の支援、進捗管理、連携調整、関連事項の調査・分析、自己点検報告書の作成支援等の本事業の計画の積極的な推進に係る事務を専ら行う。

(利益相反)

第7条 本事業推進法人は、本事業関係者による研究開発計画等の推進に当たって、当該関係者による利益相反による問題を避けるための措置を実施するとともに、当該関係者が利益相反による疑念を持たれかねない場合に説明責任を果たすことができるよう透明性を確保するための必要な手続を実施する。

(各種決裁及び承認)

第8条 本事業の運営に伴う事務手続等は、本事業推進法人の長が定める。

2 事務手続の処理は、本事業推進法人の事務処理規程に準拠して行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるものの他、本事業の運営に関し必要な事項は、PDが定める。

ただし、PDの指示に基づき本事業推進法人が定めることができる。

第10条 本規程の有効期間は、本事業の実施期間とする。

第11条 本規程は、変更の必要が生じた場合には随時改定する。